

管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する府省庁からの回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係府省庁	再検討要請に対する府省庁からの回答
02201	愛知県	水素スタンドにおけるセルフ充填の可能化	ガソリンスタンド同様、水素スタンド(水素ステーション及び水素供給設備)でのセルフ充填を認める。 ※ 水素スタンドにおけるセルフ充填の可能化については、国の「規制改革実施計画」(平成27年6月30日閣議決定)において、「平成30年度までに、結論を得次第速やかに措置」とされているが、すぐには全国一律展開が困難な場合は、まず本特区内で先行実施することにより、その取組を加速させる。	水素の充填を行う場合には、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状の交付を受けた者であり、圧縮水素の製造に関し6か月以上の経験者の監督下にある従業者が行う必要があり、従業者以外の一般ドライバー等によるセルフ充填が認められていない。	一般高圧ガス保安規則第64条第2項第5号	水素スタンドにおいて充填する際に、左記の有資格者の立ち会いの下で、従業者以外の一般ドライバーや燃料電池フォークリフト作業等によるセルフ充填を可能にする。	経済産業省	水素スタンドにおけるセルフ充填については、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、平成30年度までに結論を得次第速やかに措置することとしており、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を事業者と協力して検討しているところです。 その検討に際しては、地域を限定した場合も全国で行った場合も、安全性の確保に関する論点に差がないため、全国一律での措置を前提として検討しております。	水素スタンドは、FCVの普及状況とあわせて、運営コスト上の課題から、その整備が計画どおり進んでいない状況にある。この整備を加速するためには、セルフ充填を可能とすることによる運営コストの縮減が不可避であり、平成30年度までとしている検討を前倒しし、早期の措置を行うよう、検討対処されたい。	経済産業省	水素スタンドにおけるセルフ充填については、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を事業者と協力して検討を行ったところ。規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、業界の規格案を事業者側で策定しているところであり、平成30年度までに結論を得次第速やかに措置することとしております。
07213	徳島県 徳島市 阿南市 石井町 那賀町 美波町 板野町	～地方創生に向けた地域課題を最前線で解決！～ 「課題解決先進モデル・とくしま特区」!	Ⅲ 地方発！イノベーションの創造を徳島から実現！ i 環境イノベーションの実現！徳島から「水素社会」モデルを構築！ 本県は、民間企業と連携して「徳島県水素グリッド導入連絡協議会」を設置、「徳島県水素グリッド構想」を策定・推進しており、県庁敷地内に自然エネルギー由来・水素ステーションを整備し、これをコアに水素社会啓発体験ゾーンを形成するなど、水素社会実現に向けて積極的な取組みを進めている。特に、徳島版「地方創生特区」の板野町では、新たな「道の駅」整備計画の中で、水素ステーション設置を掲げ、徳島工業短期大学と連携して水素社会の構築に向けた取組みを推進している。 これら水素ステーション等の整備促進を図るとともに、副生水素の有効活用により、「改革2020」に掲げる、分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題解決に取り組む。	⑬「燃料電池フォークリフト」導入補助の新設に伴い、その着実な普及を図るため、安全を確保した上で、水素ステーションの更なるコスト削減に繋がる運用の見直しや規制緩和の実施が必要である。	高圧ガス保安法第5条、一般高圧ガス保安規則第7条の3	運輸・産業分野での水素エネルギー活用の展開を加速するため、海外では認められている「屋内での水素充填」や「セルフ充填」を可能とすること。	経済産業省	高圧ガス保安法では、規制上、屋内、屋外の区別をしておりません。 ご懸念の滞留しない構造については、技術基準上、圧縮水素が漏洩したときに「滞留しないような構造」であることを求めています。 「滞留しない構造」については、例示基準として例示しています。 また、水素スタンドにおけるセルフ充填については、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に基づき、平成30年度までに結論を得次第速やかに措置することとしており、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を事業者と協力して検討しているところです。	規制上、屋内、屋外の区別はしていないとのことですが、「滞留しない構造＝屋外」と認識されている向きがあります。水素社会の実現に向けて、事業者の取組みが進むよう、必要条件を満たせば「屋内充填」が可能である旨、広報しても良いのではないのでしょうか。	経済産業省	高圧ガス保安法では、規制上、屋内、屋外の区別をしておらず、既に多くの高圧ガス設備が、屋内に設置され許可を受けておりますので、御懸念のような誤解を生ずることはないと考えます。
07210	徳島県 徳島市 阿南市 石井町 那賀町 美波町 板野町	～地方創生に向けた地域課題を最前線で解決！～ 「課題解決先進モデル・とくしま特区」!	Ⅲ 地方発！イノベーションの創造を徳島から実現！ i 環境イノベーションの実現！徳島から「水素社会」モデルを構築！ 本県は、民間企業と連携して「徳島県水素グリッド導入連絡協議会」を設置、「徳島県水素グリッド構想」を策定・推進しており、県庁敷地内に自然エネルギー由来・水素ステーションを整備し、これをコアに水素社会啓発体験ゾーンを形成するなど、水素社会実現に向けて積極的な取組みを進めている。特に、徳島版「地方創生特区」の板野町では、新たな「道の駅」整備計画の中で、水素ステーション設置を掲げ、徳島工業短期大学と連携して水素社会の構築に向けた取組みを推進している。 これら水素ステーション等の整備促進を図るとともに、副生水素の有効活用により、「改革2020」に掲げる、分散型エネルギー資源の活用によるエネルギー・環境課題解決に取り組む。	⑩苛性ソーダ製造時をはじめ、全国各地で生成されている「副生水素」は、FCV燃料をはじめ地域の新たなエネルギーとしての利用が期待されており、効果的な活用を図る取組みを積極的に支援するべきである。	—	地域の未利用エネルギーの有効活用に向けて、「副生水素」から水素エネルギーを精製・圧縮するために必要な施設整備等について、国の補助制度の対象とするなど、支援制度の充実を図ること。	経済産業省	現在、水素ステーション事業者は各自で水素調達ルートを有しているが、一部事業者については、運営するステーションに水素を供給するために必要となる供給源を確保するために、集中製造設備を整備しており、水素ステーション整備に係る補助事業の対象としているところ。 他方、水素については、一般に工業用でも利用されているため、補助対象設備の目的外利用を防ぐ観点から、当該水素集中製造設備で製造した水素が確実に水素ステーションで利用される場合に限定している。 今後の支援制度については、具体的な事例に基づき検討したいと考えているため、ご相談いただきたい。	本県・板野町においては、H31末竣工を目標に、水素ステーションをはじめ多機能性有する「道の駅」の設置を目標とし、現在は基本計画を策定したところ。現在は基本計画に向けた核となる施設であると考えており、今後具体的な機能について検討する中で、改めて副生水素の活用方法等につき、お示しさせていただきたいと考えています。	経済産業省	導入する設備を、一般工業用途など、本補助事業の目的外の用途で利用することがないか等、本補助金の趣旨に沿った設備導入となるかについて、検討いただきたい。

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する府省庁からの回答	提案主体からの意見	制度の所管・関係府省庁	再検討要請に対する府省庁からの回答
01502	八王子市	ヘルスケア産業特区	<p>医療機関において、患者に対する医療を提供するだけでなく、リハビリテーション、そして在宅サービス等を提供し、患者のみならず、これを支える家族及び地域住民に対してトータルライフサポートを提供する「未来型医療機関」としての事業を実施することにより、「医療」を中心として、他産業を含めた地域産業の活性化を図る、「医療のまちづくり」を推進する。</p> <p>【具体的な事業例】 前提として、医療効果の向上と密接な関わりのある事業とする。 (1)生活支援サービス（買い物代行等） 患者の疾病後の生活支援として、介護保険の日常生活総合支援事業を超えたサービス（医療の専門性を活かしたサービスや、自由度の高いサービス）を求めている患者に対し、ワンストップで生活支援サービスを提供する。既存のサービス事業者との連携により、地域包括ケア体制構築につなげる。</p> <p>(2)農場経営 医療法人が農場を営営することにより、脳卒中、うつ病、認知症患者等のリハビリテーション、就労・社会参加支援を可能とする。さらに、農作物の院内利用、地域住民への直売により地産地消を実現し、地域の遊休農地の有効活用につなげる。</p> <p>(3)民間企業との共同研究・開発 患者及び家族の認証技術による病院内のセキュリティや徘徊患者のリスクマネジメント、医療情報の一元化、医療機関の知見をフィードバックすることによる医療機器の共同開発等、民間企業と共同でヘルスケア分野における新規システム・製品開発を行う。</p> <p>(4)医療機関内施設の地域開放 医療機関が所有するアメニティ施設（リハビリ室、温浴施設等）を地域住民への健康増進事業等を通して活用することにより、地域住民の交流拠点とする。</p>	⑤欄事業例のうち(3)について、共同研究・製品開発を行うためには、診療情報等の個人情報を医療法人と民間企業や研究機関が共有する必要がある。しかし、個人情報保護法の規制によりこれが制限されている。	個人情報の保護に関する法律第23条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	医療機関と守秘義務契約締結をした民間企業や研究機関に対して一部データを共有できるものとする。	厚生労働省 経済産業省 個人情報保護委員会	<p>取得した個人データを第三者に提供するには、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要がある。また、個人情報保護法第23条第4項第3号の規定を満たす場合において、保有する個人データを特定の者と共同利用することは可能である。</p> <p>なお、個人情報保護法第66条第1項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、同法第4章の義務規定は適用されないこととなっている。</p>	<p>回答いただいた内容は承知している。本提案は、学術研究機関に限らず、先端技術を有する民間企業等と診療情報等の個人情報を共有することにより、医療産業において新たな技術開発を実現することを目的とするものである。現状、情報を取り扱う医療機関や企業が必ずしも、法令で許されている学術研究機関等ではない場合が多く、結果として、情報の取扱いに制限が生じているという課題があり民間企業等との共同研究を実施することが出来ないが、これを実施することで個人情報の共有および活用による共同研究・製品開発を実現することが出来る。この点を踏まえた回答をいただきたい。</p>	厚生労働省 経済産業省 個人情報保護委員会 内閣府（健康医療戦略推進事務局）	<p>一般に、学術研究機関等が個人データの提供に当たり、学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人情報保護法第27条第1項第5号）、学術研究機関等が学術研究目的において第三者に個人データを提供する場合（当該第三者と共同研究を行う場合に限り）（同法第27条第1項第6号）及び当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である第三者に学術研究目的で個人データを提供する場合（同法第27条第1項第7号）には、第三者提供における例外が適用されます。</p> <p>また、当該医療機関と当該民間企業との間で、共同利用に伴う個人データの提供（法第27条第5項第3号）を行う場合、当該提供に係る提供先は「第三者」には当たらず、本人の同意を得ずに当該提供を行うことができず、本人の同意を得ずに当該提供を行うことが定められた一定の事項を、本人に通知し、又は本人の容易に知り得る状態に置く必要があります。また、既に特定の事業者が取得している個人データについて共同利用を行う場合には、当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内である必要があり、かつ、当該データを取得している事業者が法第17条第1項の規定により特定した利用目的の範囲内である必要があります。</p> <p>これらに該当しない場合は、法に基づき、本人の同意を得た上で個人データの利用を行うこととなります。</p> <p>なお、法第2条第6項の「匿名加工情報」や、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報」に関する法律」第2条第3項の「匿名加工医療情報」の利用においては、必ずしも本人の同意が必要ありません。</p>